

インベナジー・ジャパン合同会社「(仮称)稲庭風力発電事業
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成28年1月29日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)稲庭風力発電事業計画段階環境配慮書」について、インベナジー・ジャパン合同会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 岩手県二戸市、八幡平市及び青森県三戸郡田子町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出力 : 最大180,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年11月6日
環境大臣意見受理	平成28年1月22日
経済産業大臣意見	平成28年1月29日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

インベナジー・ジャパン合同会社「(仮称) 稲庭風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。特に本計画段階環境配慮書には、事業実施想定区域内における風力発電設備等の設置位置次第では、重大な環境影響が懸念されるにも関わらず、重大な環境影響を回避又は極力低減できるとの判断の適切な根拠が示されていないことから、下記区域を除外すること。

- ・騒音等及び風車の影に関して重大な影響が避けられない住居等及びその近傍
- ・重要な自然環境がまとまって存在するなど、その改変により生態系への重大な影響が避けられない区域
- ・主要な眺望点からの景観への重大な影響が避けられない区域
- ・人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が避けられない区域

また、風力発電設備等の設置が困難である、既設風力発電所の区域を除外すること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域では、他事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、今後の手続中に、事業者間での協議・調整を踏まえて本事業の内容が変更になった場合、新たな環境影響の発生、環境影響の増加及びそれら環境影響が適切に評価されない可能性が懸念される。このため、他事業者との情報共有・情報収集を行い、そこで得られた情報を考慮した上で、実現可能な事業の内容を検討し、環境影響評価方法書に記載すること。また、他事業者が計画している風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の抜本的見直し

1. (1) 及び (2) 並びに 2. (1)、(2)、(3) 及び (4) により、住居地域、鳥類、植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等

事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居及びその他環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、住居等から離隔した配置等を十分に検討し、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等からさらに離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 地形及び地質に対する影響

事業実施想定区域には、第3回自然環境保全基礎調査において、非火山性弧峰とされている「黒森」及び非火山性高原とされている「白樺野」「高曲原」が含まれており、本事業の実施により、地形改変による重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な地形及び地質への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、重要な地形及び地質への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、供用時における風車の影による重大な環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等から離隔した配置等を十分に検討し、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等からさらに離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛きん類の生息地及びガン・カモ類等の渡り経路となっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するよう、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

なお、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）を踏まえて行うこと。

（５）植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、緑の回廊及びそれから連続性を持った森林、水源かん養保安林、青森県が指定する馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域及び岩手県自然環境保全指針の「優れた自然評価図」で保全区分A又はBとされた地域等が存在し、豊かな自然環境のまとまりの場となっており、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、緑の回廊及びそれから連続性を持ち動植物の移動経路を確保する上で重要な森林について、既存道路等を活用することにより、これら森林の分断を回避すること。また、既存道路や牧野、伐採跡地等の無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生及び保安林に指定された森林等の改変を回避又は極力低減すること。

（６）景観に対する影響

事業実施想定区域には、主要な眺望点である稲庭岳及び稲庭高原等が位置しており、本事業の実施により、眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言に加え、地域住民やその他の利用者等、関係地域の意見を踏まえること。

（７）人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、稲庭岳、稲庭高原等が存在し、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、風車の影、景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場に係る重大な環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、稲庭岳キャンプ場、稲庭岳の山頂・登山道等をはじめとする、重要な人と自然との触れ合いの活動の場の直

接改変を回避すること。また、設置者、管理者及び利用者等からの意見を踏まえて、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、風力発電設備からの離隔を確保すること等により、影響を回避又は極力低減すること。